

(様式 1 - 3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	6	事業名	道路事業(市街地相互の連絡道路) (一) 金山新地停車場線整備事業	事業番号	D-1-3
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県	
総交付対象事業費	334,000(千円)		全体事業費	389,000(千円)	
事業概要					
本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた中島地区における土地区画整理事業内の幹線道路を整備するものである。 中島地区の土地区画整理事業では J R 常磐線の新駅を核とし、役場や中心市街地が計画されており、その新新地駅より北方面の作田地区の高台移転地間を相互に接続することから中島地区のメインストリートとなる道路を整備するものである。 駅前の平地部を通り駅北側で計画されている「ほ場整備事業区間」を通るルートであり盛土構造である区画整理事業との整合を図り若干の盛土構造となっている。新地町事業である中島地区土地区画整理事業計画と調整を図り測量・設計等の調査に着手したいと考えている。 また、新地町復興計画には「新地駅まちなか形成事業」としての位置付けとなっており安全安心の確保に不可欠なことから、地域住民の期待も高く、早期完成が望まれている路線である。 延長約 0.7km、W=6.0(10.0)m (「(第一次)新地町復興計画」の 32~33 ページ「(4)新地駅まちなか形成事業」⑥駅周辺の県道整備を参照)					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 道路詳細設計、用地買収と一部工事に着手 <平成 26 年度> <平成 27 年度> 用地買収と側工事 舗装工事					
東日本大震災の被害との関係					
新地駅周辺の区間において津波による被害を受けており、これに対応して宅地の嵩上げを含む土地区画整理事業の実施が予定されている。このため移設する新地駅周辺の土地区画整理事業と連携を図りながら整備を進めるものである。 J R 新地駅は津波により全壊。J R 常磐線が新ルートで整備されることから、現道については原形復旧ができないため新ルートでの道路整備となった。					
関連する災害復旧事業の概要					
現道部は、J R 常磐線が新しいルートで計画されているため災害復旧工事での現状復旧工事での対応が不可能であり、今後の中心市街地となる中島地区の土地区画整理事業との接続を考慮した新ルートで計画することとなった。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名	(なし)				
交付団体					

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	17	事業名	新地町津波復興拠点整備事業		事業番号	D-15-1
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）		新地町（直接）	
総交付対象事業費		2,633,000（千円）	全体事業費		4,968,000（千円）	
事業概要						
町役場に隣接し、JR 常磐線及び新地駅の移設整備が予定される中島地区において、津波防災に対応した面的市街地整備として、被災市街地復興土地区画整理事業により新たに復興した町のシンボルとなる地区の整備を図る。また、本事業実施に必要な津波防災拠点施設の確保をするため用地の買収を行うとともに、必要な公共公益施設の整備を行う。 面積：12.0ha 「(第一次) 新地町復興計画」の 32、33 ページ「(4) 新地駅まちなか形成事業」③津波復興拠点整備事業において「消防団や婦人消防隊の研修などを行う防災センター、大災害時の物資や災害派遣を受け入れるための防災広場（平常時は訓練に使用）、物資の備蓄倉庫、地下式貯水槽などの整備を検討します」と位置づけている。						
当面の事業概要						
<平成 24 年度～27 年度> 津波復興拠点造成工事、公共施設整備（防災拠点、復興支援拠点）、測量試験費、移転補償費、用地買収費						
東日本大震災の被害との関係						
町役場に隣接する地区でありながら、津波により全壊 70 戸、大規模半壊 5 戸、半壊 2 戸という被害を受けた中島集落を安全な市街地として再生するため、宅地の嵩上げを含む新たな都市基盤施設の整備が必要である。また、被災前に事業中で被災により休止となった「新地駅前土地区画整理事業」の区域についても一体的な地区として整備を図る。						
関連する災害復旧事業の概要						
地区に隣接する一般県道・赤柴中島線や砂子田川において災害復旧事業が進められている。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1 - 3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 5 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	43	事業名	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業		事業番号	E-1-1
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）		新地町	
総交付対象事業費		40,158（千円）	全体事業費		51,750（千円）	
事業概要						
防災集団移転事業による移転先として新たに整備される住宅地、災害危険区域（H23年12月に指定済み）からの個人的移転、津波被害区域からの個人的移転、津波被害区域内及び半壊以上の被害による建て替えのうち、公共下水道区域への編入が難しい地区においては、低炭素社会対応型浄化槽の導入を支援し、復興に向けた良好な住宅環境の整備を図る。						
当面の事業概要						
低炭素社会対応型浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成する。 5人槽 332千円、7人槽 414千円、10人槽 548千円 〈平成26年度〉 浄化槽設置補助： 7人槽：57基 平成26年度 20基 防災集団移転 作田東西 45基 平成24年度交付対象基数20基に対し交付基数8基のため残12基 平成25年度交付対象基数20基に対し上半期交付実績12基、下半期予定12基により不足4基 20基+45基-（12基-4基）=57基						
東日本大震災の被害との関係						
町内においては、津波と地震による被災家屋（全壊、大規模半壊、半壊の合計）が約600戸にのぼっており、被災地区からの移転により新たに住宅地を造成する際、公共下水道区域から離れた場所では浄化槽が必要である。また、被災区域内での再建及び地震による建て替え時に浄化槽を整備することで水質改善を図る。						
関連する災害復旧事業の概要						
（移転先候補地における災害復旧事業はなし。）						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1 - 3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	46	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） 「農業経営高度化支援事業」	事業番号	C-1-2
交付団体	福島県	事業実施主体（直接/間接）	県（直接）		
総交付対象事業費	10,357（千円）	全体事業費	19,498（千円）		
事業概要					
津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。このため、区画整理等の基盤整備（ハード事業）を行うとともに、農業経営高度化支援事業（指導事業、調査・調整事業、高度経営体集積促進事業）のソフト事業を併せ行うものである。 指導事業：土地利用調整及び農用地の利用集積を地元組織に対し啓発、普及・指導活動を行う事業。 調査・調整事業：農地の集積を図るため、土地利用調整や農地流動化の要望調査と農業者間や関係機関との調整活動を行う事業。 高度経営体集積促進事業：農地の集積先である高度経営体の育成や農地の集積促進を行う事業。 なお、ハード事業は農用地災害復旧関連区画整理事業 作田前地区 受益面積 A=26.9ha にて実施。 【福島県復興計画】 （３）新たな時代をリードする産業の創出 ④産業の再生・発展に向けた基盤づくり 農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。					
当面の事業概要					
＜平成 25 年度＞ 指導事業：地元組織への普及活動 調査・調整事業：関係農家への意向調査を実施し、農業生産の面的集積及び土地利用調整を図る。 高度経営体集積促進事業：高度経営体の経営支援として土地改良事業負担金の償還を行う。 ＜平成 26 年度＞ 指導事業：地元組織への普及活動 調査・調整事業：農地集積委員会の開催等の土地利用指導活動及び先進地研修等を実施し、農業生産の面的集積及び土地利用調整を図る。 高度経営体集積促進事業：高度経営体の経営支援として土地改良事業負担金の償還を行う。 ＜平成 27 年度＞ 指導事業：地元組織への普及活動 調査・調整事業：農地集積委員会の開催等の土地利用指導活動及び先進地研修等を実施し、農業生産の面的集積及び土地利用調整を図る。 高度経営体集積促進事業：高度経営体の経営支援として土地改良事業負担金の償還を行う。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の津波により、本町の農地 980ha の 40%にあたる本町沿岸部の約 420ha が浸水し、甚大な被害が発生した。 地域農業の復興を図る上で、大規模経営など効率的営農を図る必要があることから、新たな土地利用計画に基づくほ場整備とともに高度経営体への農地の利用集積に向けた促進支援を行う。					

関連する災害復旧事業の概要
農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。(受益面積(農地) 25.4ha、査定額 282,724 千円)
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	52	事業名	都市公園事業（埤浜地区防災緑地）※施設費	事業番号	D-22-1
交付団体	福島県		事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費	1,720,000（千円）		全体事業費	2,240,000（千円）	
事業概要					
■埤浜地区 津波防災緑地整備 A=24.5ha 【公園種別：緩衝緑地】 埤浜地区は、家屋が流出するなど壊滅的な津波被害を受けたことから、防災集団移転促進事業による高台移転が基本方針となっている。移転跡地は、自然的な土地利用のほかに水産関係工場などの産業施設利用が計画されているため、海岸堤防と防災緑地等を整備することで津波被害の軽減を図り、併せて移転先の高台住宅地や内陸部での現位置再建地の安全度の向上を図ることとしている。 これらの土地利用方針を踏まえ、防災緑地を整備するものである。 「新地町地域防災計画」には、10 戸以上の市街地や主要な公共施設を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能（津波の減衰、漂流物の捕捉）を位置づける予定である。 「第一次 新地町復興計画」【第 3 章 土地利用計画】2）建築制限による職住分離及び利便性の確保					
当面の事業概要					
<平成 24~25 年度> 地形測量、用地測量、緑地設計 <平成 25 年度~平成 27 年度> 盛土工 V=365,000m³、植栽工 N=212,000 本、園路工等施設 1 式					
東日本大震災の被害との関係					
津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進めることより、背後地の住宅等の津波被災の軽減を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	57	事業名	新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業	事業番号	D-17-3
交付団体	新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)		
総交付対象事業費	2,489,000 (千円)	全体事業費	5,940,000 (千円)		
事業概要					
町役場に隣接し、JR 常磐線及び新地駅の移設整備が予定される中島地区において、津波防災に対応した面的市街地整備として、都市再生土地区画整理事業により新たに復興した町のシンボルとなる地区の整備を図る。(地区内一部において、津波復興拠点事業も導入。) 本事業は、被災市街地復興土地区画整理事業として、新駅を中心とした町の拠点及び土地の嵩上げ等津波防災に対応した整備を行う。 面積：23.7ha (「(第一次)新地町復興計画」の 32、33 ページ「(4)新地駅まちなか形成事業」②土地区画整理事業の見直し、実施を参照)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度～27 年度> 公共施設整備設計 (区画道路等、水路、公園、広場等)、換地諸費、測量試験費、移転移設費					
東日本大震災の被害との関係					
町役場に隣接する地区でありながら、津波により全壊 70 戸、大規模半壊 5 戸、半壊 2 戸という被害を受けた中島集落を安全な市街地として再生するため、宅地の嵩上げを含む新たな都市基盤施設の整備が必要である。また、被災前に事業中で被災により休止となった「新地駅前土地区画整理事業」の区域についても一体的な地区として整備を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
地区に隣接する一般県道・新地停車場釣師線や砂子田川において災害復旧事業が進められている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	58	事業名	都市公園事業（埤浜地区防災緑地）※用地費	事業番号	D-22-3
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費		1,260,000（千円）	全体事業費	1,260,000（千円）	
事業概要					
■埤浜地区 津波防災緑地整備 A=24.5ha 【公園種別：緩衝緑地】 埤浜地区は、家屋が流出するなど壊滅的な津波被害を受けたことから、防災集団移転促進事業による高台移転が基本方針となっている。移転跡地は、自然的な土地利用のほかに水産関係工場などの産業施設利用が計画されているため、海岸堤防と防災緑地等を整備することで津波被害の軽減を図り、併せて移転先の高台住宅地や内陸部での現位置再建地の安全度の向上を図ることとしている。 これらの土地利用方針を踏まえ、防災緑地を整備するものである。 「新地町地域防災計画」には、10 戸以上の市街地や主要な公共施設を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能（津波の減衰、漂流物の捕捉）を位置づける予定である。 「第一次 新地町復興計画」【第 3 章 土地利用計画】2）建築制限による職住分離及び利便性の確保					
当面の事業概要					
<平成 24～25 年度> 地形測量、用地測量、緑地設計、用地買収 <平成 25 年度～平成 27 年度> 用地買収、盛土工 V=365,000m³、植栽工 N=212,000 本、園路工等施設 1 式					
東日本大震災の被害との関係					
津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進めることより、背後地の住宅等の津波被災の軽減を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	63	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興基盤総合整備事業)		事業番号	C-1-4
交付団体		新地町	事業実施主体 (直接/間接)		新地町 (直接)	
総交付対象事業費		141,000 (千円)	全体事業費		291,000 (千円)	
事業概要						
JR 駒ヶ嶺駅付近に位置する農地において、駒ヶ嶺地区実施計画一式で現地状況を調査した結果、地盤沈下に伴い用排水路の流下能力が低下していることから、排水路の拡幅及び用水路の整備及び安全施設 (フェンス) を含め総合的に整備し当地区の復旧復興を促進する。 ○農業生産基盤整備 ・農業用排水施設整備 (用水路工 L=4,556m、排水路工 L=993m) ○集落生活環境施設整備 ・集落防災安全施設整備 (防護柵工 L=1,500m) 「第一次 新地町復興計画」の 13 ページ「(2) 仕事の復興①農業の復興」にて、「排水機場の復旧及び排水路の整備を計画的に行い、農業経営再開に向けた支援に取り組みます」と記述。						
当面の事業概要						
<平成 25 年度> 水路詳細設計・用地測量・用地買収を進め、並行して法手続きや JR 協議を実施する。 <平成 26 年度> JR 横断・町道横断箇所の設計及びボーリング調査、用地買収、一部工事に着手する。 <平成 27 年度> 工事実施						
東日本大震災の被害との関係						
JR 駒ヶ嶺駅付近の水田においては、津波による被害や地盤沈下が生じている。駒ヶ嶺地区幹線排水路は地盤沈下に伴う流下能力の低下により津波被害の解消までにかなりの日数を要した。また、農地も地盤沈下により排水不良を生じており用排水路の沈下による流下能力の低下を解消し地区の湛水を防止するため、排水路の拡幅整備を進め、別途実施される排水機場の復旧と合わせて排水能力の向上を図る必要がある。 一方、駒ヶ嶺地区幹線排水路と交差する JR 常磐線については当地区以北で受けた甚大な津波被害のため移設整備の方向だが、数年後の開通となる見通しのため、当事業を JR 運休期間に実施すれば、工期の短縮と事業費の抑制が可能となる。						
関連する災害復旧事業の概要						
駒ヶ嶺地区幹線排水路の下流部で、地蔵川や立田川との合流部に位置する駒ヶ嶺排水機場において災害復旧事業が進められている。周辺農地については、「除塩対策工事地区」と「農地復旧工事地区」に位置づけられ、復旧を図っているが、排水路の流下能力の向上は災害復旧工事の対象とはなっていない。						

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 1 1 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	64	事業名	被災地域農業復興総合支援事業		事業番号	C－4－1
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）		新地町（間接）	
総交付対象事業費		194,480（千円）	全体事業費		194,480（千円）	
事業概要						
東日本大震災による津波被害を受けた沿岸部の農業の迅速な復興を図るため、町が農業基盤再生に必要な施設を整備し、また農業用機械を導入し農業者等へ貸与することによって、地域の意欲ある経営体の育成及び早期の経営再開を総合的に支援する。 ▽事業量 被災農業施設及び農機具の貸与 2 組の農業生産組織及び 3 戸の認定農業者へトラクター 3 台・コンバイン 4 台・田植機 5 台・乾燥機 5 台・育苗ハウス 2 4 棟・乾燥調整及び農機格納庫 3 棟等 ▽位置付け （「第一次新地町復興計画」の 13 ページ「(2) 仕事の復興、①農業の復興」を参照）						
当面の事業概要						
<平成 25 年度> 農業用機械の導入 トラクター・コンバイン・田植機の導入 <平成 26 年度> 農業用機械の導入 トラクター・コンバイン・田植機以外の農業施設及び農機の導入						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災により、本町の農地 980ha の 40%にあたる約 420ha が被害を受けました。被災農家では農業機械の多くを津波に流され、農地が復旧しても農業を続けられるか大きな不安を抱いております。 これから、農業復興組合や災害復旧事業で作付け可能な農地が増えていくに伴い、意欲ある被災農家の経営再開を後押しするため、必要な農業機械や施設を整備し貸与する。						
関連する災害復旧事業の概要						
農地災害復旧工事（町）24 地区（H23 年度完了 60ha・H24 年度完了 75ha・H25 年度完了予定 57ha H26 年度以降完了予定 75ha） 農用地災害復旧関連区画整理事業（県）作田前地区（H27 年度完了予定 28ha）						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	